

令和2年度 第2回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和2年7月30日（木） 午後2時から
豊明市文化会館 ギャラリー1、2

出席者	公益代表	加藤誠（会長） 松本昇（副会長）
	保険医・薬剤師代表	松森正起（歯科医師代表） 太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	田口一子 今井和子 佐野智
	保険者代表	豊明市長 小浮正典
	事務局	健康福祉部長 伊藤正弘 保険医療課長 伊藤克代 保険医療課 （栗田久美子）

傍聴者 0名

令和2年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を令和2年7月30日（木）豊明市文化会館にて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- (1) 令和元年度決算見込み及び令和2年度予算について
- (2) 国民健康保険の制度改正について
- (3) その他

開始 午後2時

進行（課長）

みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、お一人まだのようですが、始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和2年度第2回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

例年ですと、この時期には第1回の運営協議会となるのですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響への対応で、国保においても傷病手当金を支給するという事で、急遽運営協議会の開催が必要となったわけですが、緊急事態宣言発令中のことでありましたので、感染拡大防止のため、第1回目を書面での審議とさせていただきました。

突然のことでしたが、皆さまのご承認をいただき、5月の開会議会で傷病手当金についての条例改正を行うことができました。ありがとうございます。

また、前回書面のときにもご報告させていただきましたが、4月に委員の交代がありました。被保険者代表の山田委員が都合により辞職されましたので、後任として佐野智様を選任させていただきましたのでご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

本日は、運営協議会の傍聴希望の方はみえません。みえましたら、傍聴を許可するかどうか、皆さんにお諮りしたいと思います。

それでは、会議の開催に先立ちまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さま、こんにちは。新型コロナウイルス感染症が愛知県でも止まらず、昨日、名古屋のテレビ塔とオアシス21がオレンジにライトアップされました。市内でも、月曜日に感染者が確認され、昨日もう1人感染確認者が出ています。当市の場合、集団で感染が起きているとか、特定の場所で感染が広がっているという事例では全くなくて、それぞれ世帯のどなたかお一人が感染しただけとか、その家族に感染してしまったとか、そこで留まっていますので、そういった意味では深刻な状況ではないのですが、大量に発生している名古屋市の隣ですし、発症してない人がうろうろしている状態なので、どこでどうなるかわからない状態です。今日もこういった広い場所で、会議体としてはやりにくい状態で皆さんにマスクをしていただきながらやる形です。これについてはずっと付き合っていかなければならないだろうなあと考えております。

この国民健康保険運営協議会は、市が持っている色々な会議体の中でも非常に重要で、国保税を最終的に決めていく協議会となっており、皆さまにその重責を負わせている状態となっております。今日は、複雑な国保制度、国保税の仕組み、愛知県と市の役割分担など、理解を進めていただいく。分からない点は何でも質問していただいて、最終的に年明けに国保税を決めていかなければならない場面が出てきますので、今日はぜひ理解を進めていただきますと私としては非常に助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、市長は他に公務がございますので、退席をさせていただきます。

（ 市長退席 ）

進行（課長）

本日は、公益代表の川辺委員から欠席のご連絡をいただいております。それから永田委員が遅れております。もしかしたら来られないかもしれませんが、運営委員会規則第5条により、過半数以上の出席がございますので、本日の会議は成立をいたします。

ここで、先ほども報告させていただきましたが、今年4月に1名の委員の交代があり、今年度初めての顔合わせとなりますので、改めて皆さん、自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員、事務局職員、自己紹介)

進行 (課長)

ありがとうございました。

それでは、これより運営協議会規則第3条の規定により会長に議長になっていただきまして、会議を進めてまいります。本日は市長からの諮問はございませんので、報告事項等を議題とさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名いただく委員2名を指名させていただきます。保険医・薬剤師会代表の太田委員と被保険者代表の田口委員、この2名の方をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。議題の(1)令和元年度決算見込み及び令和2年度予算について、事務局より説明をお願いします。

事務局説明

それでは、令和元年度決算見込み及び令和2年度予算について、説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

では、説明を始めさせていただきます。

(資料に沿って説明)

◎令和元年度決算見込みについて

- ・令和元年度収入決算見込額合計で61億9,604万円。前年比約5億3千万円、7.85%の減。
- ・保険税収入は12億9,446万4千円。前年比約4,300万円、3.27%減。被保険者数の減による。収納率は現年分滞納分ともに前年より向上している。
- ・県支出金の保険給付費等交付金(普通交付金)は、市が行う保険給付費用分が交付されるもので、前年より4.47%、1億9千万円ほどの減。
- ・繰入金は、主に赤字補てん目的の「法定外一般会計繰入金」が、前年より約9,300万円、27.63%の減。
- ・主な支出は保険給付費で、支出額全体の67%ほどを占める。決算見込額は41億5,635万円で、前年比約1億8,200万円、4.2%の減。被保険者数の減、特に退職被保険者は制度終了にかかる減のため。
- ・国民健康保険事業費納付金は、県から保険給付費用を交付金としてもらうかわりに

県へ支払う納付金で、市町村の医療費水準、所得水準を反映して県が決定した金額を払うもの。令和元年度は18億2,727万1千円で、前年より約7,100万円、3.76%の減。

- ・支出合計61億6,581万7千円は、前年比約5億900万円、7.62%の減。
- ・収入額から支出額を差し引いた、歳入歳出差引残額は3,022万3千円で、この差引残額が翌年度への繰越金となる。

◎令和2年度予算額について

- ・収入として、保険税は12億2,221万1千円。県支出金は39億3,300万円ほど。繰入金は国保財政調整基金繰入金1,245万3千円と合わせて約6億5,500万円を計上。
- ・支出として、保険給付費を39億120万円ほど。国保事業費納付金は17億4,500万円ほどを計上。
- ・予算額合計は58億3,150万円。

◎グラフについて

- ・歳入総額に占める保険税の割合は20%、県交付金は68%ほど、繰入金が10%。
- ・歳出総額の67%が保険給付費、事業費納付金は30%ほどを占める。
- ・被保険者数と1人あたり保険税の推移をみると、被保険者数は年々減少し、保険税は増加している。療養諸費の総額と1人あたり給付額をみると、被保険者数の減少により、療養諸費の総額は減ってきているが、1人あたり給付額は伸びている。
- ・令和2年度予算の円グラフより、歳入の保険給付費等交付金で歳出の療養諸費を賄い、事業費納付金を保険税と繰入金で賄っている状況。
- ・保険税収入だけでは事業費納付金の支払いに足りず、不足分を一般会計からの繰入金に頼っている。
- ・不足分の繰入金は将来的に解消を目指し、保険税率の改定等を計画的に進めている。

会長

ありがとうございました。ただいま説明をいただきました。何か質問等ありましたらお願いします。

委員

よろしいですか。繰入金なのですが、用語の説明の一般会計繰入金（法定外）のところに、「決算補てん目的の繰入金については、今後計画的に削減・解消が求められている」とあります。今まで繰入金は全てゼロにしなければならないという認識でいたのですが、一般会計繰入金が2つに分けられている、そのうち法定外の繰入金もこうやって項目で分けられている。決算見込額や予算額などの法定外一般会計繰入金のうち、いったいどのくらいの金額をゼロにしないといけないのか、教えていただきたいです。

会長

事務局、お願いします。

事務局

はい。法定外繰入金のうち、解消すべき赤字補てん目的の繰入金額は、平成 28 年度の決算額が基準となっているのですが、平成 28 年度で赤字補てん目的の一般会計からの繰入金はおよそ 3 億 6,000 万円でした。そこから順番に減らしてきていて、令和元年度の決算見込みで法定外の一般会計繰入金 2 億 4,390 万円ほどありますが、このうち解消していかなければならない金額というのは、現在精査しているところですが、今のところ多くて 2 億 3,000 万円ほどが解消していく金額となっています。

委員

繰入金はゼロにしなければならないと今まで認識していたので、今回改めて用語説明を見て、繰入金の全部ではなくて、法定外のうちの一部をゼロにしていくことがわかりました。ありがとうございました。

会長

はい、そのほかありますか。

令和元年度の決算見込額と、令和 2 年度予算額を見て、今後どうなっていくのか興味がある数字ではありますが、特徴的には、何かありますか。

事務局

そうですね。グラフを見てもらうと過去からの状況がよくわかるのですが、平成 30 年度を境に予算決算の規模は縮小しています。被保険者数が減ってきているので、今後もさらに縮小していくと思われれます。給付費も総額は減ってきているのですが、1 人あたり給付額を見ると平成 25 年度の頃と比べるとぐんと伸びていて高止まりしている状況です。それに対応するため、1 人あたり保険税は上げてきている、この状況は今後も続くと思います。

会長

ありがとうございます。確かに、平成 25 年度からみると 1 人あたり給付額は確実に上がってきていますね。平成 29 年度から令和元年度は伸び率としてはほとんどないですが、平成 25 年度と比べると急激に伸びている。

事務局

豊明市は高度医療を行う大きな病院がありますから、市民の方もそうですが、この病院にかかるために市外から本市へみえる方もいて、医療費は高額になりやすいです。特

に平成 29 年度は高額な医療費のかかる人が数人いて高かったのですが、平成 30 年度は少し下がっていますが令和元年度はまた上がっています。国も医療費の削減・適正化には力をいれており、例えば重症化予防の取り組みとかを進めています。この市町村が行う医療費の削減・適正化や保険税収納率向上などの取り組みに対して国からもらえる交付金がありまして、その取り組みを頑張ったところほど多くもらえるようになっています。資料 1 ページの特別交付金保険者努力支援分の欄がその部分になりますが、平成 30 年度と令和元年度を比較すると倍近くの金額になっていまして、市としても医療費削減・適正化などには頑張っていて取り組んできた結果というところです。

会長

ありがとうございます。そのほかご質問、ご意見はありますか。

委員

債権管理課の努力と思いますが、収納率が全て上がっているのですが、収納率は 100%にはならないのでしょうか。100%にならないとしたらその理由と、クレームなど、直接の担当ではないかもしれませんが、お聞きになっていければ伺いたいです。

事務局

一昨年、債権管理課が税務課から分離して、徴収を専門に、他の市税と合わせて国保税の徴収もやっています。収納率も少しずつ上がってきたところです。現年度については、国保窓口などでも保険税の納付には原則口座振替を案内して収納率向上に努めていますし、滞納分については債権管理課で対応しているのですが、税務署の O B の方に徴収専門員として来ていただいています。滞納処分など徴収のノウハウを教えていただいている。滞納者それぞれの生活状況、財産調査などをして、納付が難しい人はそのように処分をする、一方で払えるのに払わない人に対しては厳しい態度で臨む、その結果の収納率向上と思っています。

ただ、国保税は市県民税や固定資産税と違い、収入がない方にも最低限の保険税はかかります。ゼロにはならない。国保加入者は低所得の方が多いので、どうしても収納率 100%というのは難しいかと思います。もちろん滞納される方全てが低所得者とは限りませんが。苦情については、特に窓口で揉めるようなことは聞いてはいません。

会長

ありがとうございます。そのほか何かありますか。

委員

滞納者の話がでたので少しお聞きしたいのですが、国保に加入するかどうかは本人の意思ですよね。国保に入る資格のある人のなかでも、入らない人もいますよね。

事務局

原則は、他の社会保険に入っていない人は全て国保の加入者です。

委員

あなたは国保の対象者ですよというのは、市が決めているのですか。本人の意思でしょう。

事務局

法律では、「日本に住む人全員が国保の加入者です。ただし、社会保険などに加入している人は除きます。」という言い方をしています。とは言っても、結局は役所の窓口で手続きをしないと、市としてはその人が会社の保険証を持っているのか、いないのか把握できません。実際、会社を辞められて社会保険から脱退しても国保加入の手続きをせず無保険の状態にいる人はいると思います。一応、年金事務所から情報をいただいて、会社の保険を辞められた人に対して、国保の加入手続きを勧奨する通知はしていますが、本人が手続きしなければ、そのままです。

委員

入っていないと罰せられるのですか。保険に入る、入らないはご本人の権利ではないのですか。

事務局

権利というよりは、義務ですね。日本は国民皆保険制度をとっていますので。

委員

日本は法治国家だから、例外はないわけですね。無保険の人はいないはずだけれど、無保険の人がいるという現実がある。法律では国民皆保険という一方で、本人は本人の都合で（保険に入らず）生きているわけだから、その辺りどこまで妥協、許容するのか、ルール、罰則とか、今まで議論されてきたのかどうか知りませんが、今後整理してルールを作っていくかという気はする。滞納者の把握はできているんでしょう。滞納者の把握も資料として出てこなくては。滞納者の中でも全く払えなくて逃げ回って滞納しているのか、偶々事情で滞納となってしまったのか。自分の意志で国保を理解して加入したけれども滞納している。現実問題はそういった方々もいることはやむを得ないことなんですね。

委員

それに関してですが、本人の意思により国民健康保険に入っていない人は、ここの滞納に入っていますか。入っていませんよね。国民健康保険を持っているのに、保険証をいただいているのにお金を払っていない。おっしゃるように、偶々お金がなくて今回は払

えない人がいる。そのほかに無保険の人がいる。

委員

そちらの人たちへの対応をと私は言っている。

委員

そうですね。無保険の人がいるから大変なんですね。厚生年金にも共済年金にも国民年金にも入っていない、だから将来年金は全然もらえない、病気になったら全部自費で払わなければならない、そういう人が結構いるのですね。

事務局

どれだけということはわかりませんが、生活困窮で相談に来られ、生活保護を受けられるような方で、そういう方はいらっしゃいます。

委員

生活保護の方は生活保護で見ますよね。生活保護にならない人で、保険に入っていない人がいるんですね。

事務局

ゼロではないと思います。結局はご本人が手続きをされないと、国保に入れることができません。手続きするよう勧奨通知はしていますが、手続きに来ていただけないと保険証をお渡しできないので。そういった方たちは、この滞納の中には入っていないです。この滞納というのは、国保に入っている人で国保税を払っていない人の分です。

委員

毎年出ている話と思うのですが、収納率 100%というのは普通考えますよね。でも、なぜ 93%なのか、払わない人はどうするんですか、という話は確か去年も出ましたよね。結論はここで出ないので、状況としてはこういう状況ですよ、払っていない人もいらっしゃるんですよ、と。じゃあ、どうしましょうという話はここでするものではないので、状況としてはこういうものをご理解くださいというところで去年も終わったと思うんですよね。みんな払っていただくのが本来ですけども、それができないような状況にもなっているということをご理解いただいて、その後のことを進めていきたいと思いますということですね。

会長

払いたくない人と払えない人がお見えになる。払えない人というのは、今言われた通り生活保護とか、そういう方向へ指導していく。けれども払いたくない人、お金があるのに払っていない人、こういう人については、債権管理課が普通の税と同じように対応

していく。こういった形を今、市はとっている。払いたくないという人にどのように理解していただいて払っていただけるか、というのが債権管理課の仕事だという話です。そういった状態で今動いているということです。

委員

そういう状態であるということで理解しておきましょう、ということなんでしょう、払いたくないといっている人に対する罰則も議論していかなければならないのではないですか。

会長

それは、ありますよね。

事務局

払えるだけの財産があるのに払っていない人に対しては、差し押さえなどの処分もあります。去年は不動産の競売も行っています。

委員

そういう事例はあるのですね。

委員

差し押さえは何件くらいあるんですか。

事務局

今日は資料を持ち合わせていないのでわかりませんが、債権管理課で行っています。

委員

日本の社会も落ち着かない世の中になっていて。

会長

そういうことですね。特にコロナの関係で、今年、令和2年の実績はもっと下がるのかなとは思いますが、不確かなことは言えませんが、今の状態がこういう状態だとしてご理解いただいた上で、議論を進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

会長

それでは、次の議題に移りたいと思えます。(2) 国民健康保険の制度改正について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

(資料に沿って説明)

◎国民健康保険の制度改正について

①税率等改正

- ・前回の協議会で審議し、答申いただいたとおりの改正案で、3月定例会議に議案上程し承認された。
- ・改正内容は、6、7月広報、ホームページ、納税通知書へチラシの同封などにより周知を図った。

②令和2年度税制改正関係

- ・課税限度額(国基準)が医療分で2万円、介護分で1万円、計3万円の引き上げが行われた。この改正への対応は、令和3年度からの予定。
- ・低所得者に係る保険税の軽減判定所得が見直され、5割軽減と2割軽減の基準額が引き上げられた。令和2年3月31日付け専決、4月1日施行。

◎新型コロナウイルス感染症の影響への対応

①傷病手当金

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制に資することを目的に、発熱などの症状がある場合に会社を休みやすくする環境整備の1つ。
- ・5月の開会議会にて承認。

②国保税の徴収猶予

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定以上減少した場合に、令和3年1月31日までの納期限のものを1年間猶予する。地方税法改正による特例制度。

③国保税の減免

- ・新型コロナウイルス感染症に感染し主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った場合、または新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定以上減少した場合に、国保税を減免するもの。
- ・7月中旬から申請受付開始、現在のところ30～40人ほど申請を受け付けた。

会長

ありがとうございました。ただいま説明をいただきました「国民健康保険の制度改正について」ですけれども、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

委員

5割軽減、2割軽減の基準がそれぞれ上がりますが、どれだけ対象者が増えると見込まれるのかなということと、新型コロナウイルス感染症の影響に対する対策が打ち出されましたけれども、他市町村も同じような感じでしょうか。豊明独自ののか、全市大体このような取り扱いを行っているのでしょうか。お願いします。

事務局

感染症に対する対策は、日本全国、大体同じように動いています。傷病手当金については、社会保険では昔からある制度です。国保はいろいろな職種の方がみえることから、傷病手当金という制度はなかったのですが、今回、感染拡大を防ぐことを目的に、国から傷病手当金の支給をしてくださいと言ってきましたので、行うこととなったものです。

委員

国の指導、マニュアルに沿ってやるわけですか。

事務局

そうですね。これによって傷病手当金を支給したら、支給した全額を国が支援しますと言ってきましたので、その支援の範囲で支給します。愛知県内は全市町村、傷病手当金の支給を行います。国保組合で1つやらないところがあると聞いていますが。

徴収猶予については、国保税で徴収しているところは税法の改正に従ってやるはずで、保険料で徴収しているところが、税と同じ動きをするのか確認してないのですが、コロナに限らず、通常の場合でも徴収猶予の制度はあるはずですので、そちらを適用して猶予することは考えられます。

3つ目の国保税の減免も、国からコロナの影響による収入減などがある方を対象に国の示す基準に従って減免をした場合に財政支援をするという通達がありましたので、国の財政支援の範囲内で減免を行うというものです。

委員

何人くらいの見込みですか。

事務局

今月中旬から減免申請を受け付けしております。一昨日数えたところで、コロナ減免を申請された方は30人を超えています。最終的には50~60人にはなると思います。

軽減判定の拡大については、資料を手元に持ってきていないので、4月に議会に報告したときのうろ覚えですが、対象者は何十人か程度で、金額も100万円と少く減免額が増える程度だったかと思います。

委員

(保険税が)少なくなった分は国が補てんしてくれるのですか。

事務局

そうですね。軽減した分の4分の3は県、4分の1は市が負担することになっています。

会長

よろしいですか。そのほか何かご質問ありましたら。
傷病手当金についてはどうですか。

事務局

傷病手当金は、お一人相談がありました。申請書等お渡ししてあるので、書類が整えば申請が出てくるかと待っている状態です。

会長

ありがとうございます。1名の方が申請はまだけれども相談にお見えになったということですね。よろしいでしょうか。そのほかございますか。
それでは、(3) その他に入ります。事務局お願いします。

事務局

その他ということで、今年度のスケジュール(予定)について、ご説明させていただきます。今年は第1回を書面にて行わせていただきました。第2回が本日の会議となります。第3回目が、例年通り、来年度の納付金の試算を11月頃に県が行いますので、その結果が出た後、開催時期としては12月下旬頃に第3回を、その後年末から年明けにかけて本算定が出て、来年度納付金額が確定した時点でそれを基に来年度の保険税を検討して、年明けの1月下旬頃に第4回の運営協議会を予定しています。第4回目の時に、来年度の保険税について市長から諮問があり、ご審議いただいて答申していただくこととなります。よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございました。令和2年度のこの協議会のスケジュール(予定)を説明いただきました。今日で2回ということで、3回目を大体12月に、第4回を1月に開催予定とのことですね。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは本日予定の議題はすべて終了しました。事務局、何かございますか。

委員の皆さまも議題以外で何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

終了 午後3時10分